

令和 8 年 第 3 回
筑紫野市議会定例会

提案内容補足説明書

筑 紫 野 市

令和 8 年 6 月 4 日提案

(余白)

令和 8 年第 3 回筑紫野市議会定例会議案提案内容補足説明目次

報告第 3 号	専決処分の承認について（筑紫野市税条例の一部を改正する条例の制定について） -----	5
報告第 4 号	専決処分の承認について（筑紫野市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について） -----	4 3
報告第 5 号	専決処分の承認について（筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について） -----	4 9
報告第 6 号	専決処分の承認について（損害賠償の額を定めることについて） -	6 9
報告第 7 号	令和 7 年度筑紫野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について -----	7 3
報告第 8 号	令和 7 年度筑紫野市水道事業会計予算継続費繰越計算書の報告について -----	7 5
議案第 4 0 号	筑紫野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について -----	7 7
議案第 4 1 号	阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会設置条例を廃止する条例の制定について -----	8 1
議案第 4 2 号	工事請負契約の締結について -----	8 3
議案第 4 3 号	設計・施工変更契約の締結について -----	8 5
議案第 4 4 号	令和 8 年度筑紫野市一般会計補正予算（第 1 号）について -----	8 7

(余白)

提案内容補足説明書

報告番号 第3号

市民生活部 税務課

議案名 専決処分の承認について（筑紫野市税条例の一部を改正する
条例の制定について）

（ 説 明 ）

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、筑紫野市税条例の一部を改正したことについて、専決処分の承認をお願いするものです。

主な改正内容は、次のとおりです。

○軽自動車税の環境性能割の廃止

米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和8年4月1日に軽自動車税の環境性能割を廃止するものです。

○固定資産税の減額措置の拡充・延長

バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る税額の減額措置の対象を特別特定建築物全般に広げるとともに工事の要件を緩和し、適用期限を3年延長するものです。

新旧対照表：別紙のとおり

筑紫野市税条例新旧対照表

新	旧
(納税証明事項) 第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。 (納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合)には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間について	(納税証明事項) 第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>種別割</u>を滞納している場合においてその旨とする。 (納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、<u>第81条の6</u>第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合)には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間について

新	旧
は、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならぬ。 (1) (略) (2) <u>第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)</u> 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 (3) <u>第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額</u> 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間 (4)～(6) (略) (所得割の課税標準) 第33条 (略) 2 (略) 3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(次項及び第34条の9において「特定配当等」という。)(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。 4～6 (略)	は、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならぬ。 (1) (略) (2) <u>第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)</u> 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 (3) <u>第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額</u> 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間 (4)～(6) (略) (所得割の課税標準) 第33条 (略) 2 (略) 3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定配当等」という。))<u>に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</u> 4～6 (略)

新	旧
(軽自動車税の納税義務者等) <u>第80条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。</u> (削る) 2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により<u>軽自動車税</u>を課することができない者である場合には、<u>前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。</u> (軽自動車税のみなす課税) <u>第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u> 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を_____ <u>軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u>	(軽自動車税の納税義務者等) <u>第80条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u> 2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含めないものとする。 3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により<u>種別割</u>を課することができない者である場合には、<u>第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。</u> (軽自動車税のみなす課税) <u>第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u> 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を<u>三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u>

新	旧
(削る)	3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。 4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合に、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。 (環境性能割の課税標準) 第81条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。 (環境性能割の税率) 第81条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。
(削る)	
(削る)	
(削る)	

新	旧
	(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1 (2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2 (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3 (環境性能割の徴収の方法) 第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。 (環境性能割の申告納付) 第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車に区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。 2 三輪以上の軽自動車取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。 (環境性能割に係る不申告等に関する過料)
(削る)	
(削る)	
(削る)	

新	旧
(削る) (<u>軽自動車税の税率</u>) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税の税率</u>は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3) (略) (<u>軽自動車税の賦課期日及び納期</u>) 第83条 <u>軽自動車税の賦課期日</u>は、4月1日とする。	第81条の7 <u>環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u> 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。 (<u>環境性能割の減免</u>) 第81条の8 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、<u>環境性能割を減免する。</u> 2 前項の規定による<u>環境性能割の減免</u>を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。 (<u>種別割の税率</u>) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割の税率</u>は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3) (略) (<u>種別割の賦課期日及び納期</u>) 第83条 <u>種別割の賦課期日</u>は、4月1日とする。

新	旧
2 <u>軽自動車税</u>の納期は、<u>5月1日</u>から同月31日までとする。 (<u>軽自動車税</u>の徴収方法) 第85条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。 (<u>軽自動車税</u>に関する申告又は報告) 第87条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「<u>軽自動車等の所有者等</u>」という。)は、<u>軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者</u>にあっては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書、<u>原動機付自転車及び小型特殊自動車</u>の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書並びに<u>その者の住所を証明すべき書類</u>を市長に提出しなければならない。 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について<u>軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者</u>にあっては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書並びに<u>原動機付自転車及び小型特殊自動車</u>の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。	2 <u>種別割</u>の納期は、<u>5月11日</u>から同月31日までとする。 (<u>種別割</u>の徴収方法) 第85条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。 (<u>種別割</u>に関する申告又は報告) 第87条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「<u>軽自動車等の所有者等</u>」という。)は、<u>軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者</u>にあっては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書、<u>原動機付自転車及び小型特殊自動車</u>の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書並びに<u>その者の住所を証明すべき書類</u>を市長に提出しなければならない。 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について<u>軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者</u>にあっては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書並びに<u>原動機付自転車及び小型特殊自動車</u>の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

新	旧
3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第34号様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。 4 (略) (<u>軽自動車税に係る不申告等に関する過料</u>) 第88条 (略) 2・3 (略) (<u>軽自動車税の減免</u>) 第89条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。 2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(8) (略) 3 第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第34号様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。 4 (略) (<u>種別割</u>に係る不申告等に関する過料) 第88条 (略) 2・3 (略) (<u>種別割</u>の減免) 第89条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。 2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(8) (略) 3 第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

新	旧
ばならない。 (身体障害者等に対する軽自動車税の減免) 第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。 (1)・(2) (略) 2 前項第1号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていない者)にあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。))が	らない。 (身体障害者等に対する種別割の減免) 第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。 (1)・(2) (略) 2 前項第1号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていない者)にあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。))が記録され

新	旧
記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 3 (略) 4 第1項第2号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。 (原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等) 第91条 (略) 2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第2項ただし書の規定によって<u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付	た免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 3 (略) 4 第1項第2号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。 (原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等) 第91条 (略) 2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって<u>種別割</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付

新	旧
けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車は法第445条若しくは第81条の2又は第80条第2項ただし書の規定によって<u>軽自動車税</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。 3～6 (略) 7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>軽自動車税</u>が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。 8・9 (略) 附 則 (削る)	べき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車は法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって<u>種別割</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。 3～6 (略) 7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>種別割</u>が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。 8・9 (略) 附 則 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第7条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)に

新	旧
(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) <u>第7条の3</u> 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、<u>法附則第5条の4第5項</u>(同条第7項の規	おいては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。 3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、市長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。 (新設) <u>第7条の3の2</u> 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、<u>前条第1項の規定の適用</u>

新	旧
定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「<u>前2条並びに附則第7条の3第1項</u>」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「<u>前3条並びに附則第7条の3第1項</u>」とする。	を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「<u>前2条並びに附則第7条の3の2第1項</u>」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「<u>前3条並びに附則第7条の3の2第1項</u>」とする。
(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第8条 昭和57年度から<u>令和12年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、<u>法附則第6条第4項</u>に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)(に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。))は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、<u>法附則第6条第5項</u>に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告	(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第8条 昭和57年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、<u>法附則第6条第4項</u>に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)(に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。))は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、<u>法附則第6条第5項</u>に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告

新	旧
書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、<u>附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</u> 3 (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2 (略) 3 <u>法附則第15条第13項に規定する市の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第13項に規定する市の条例で定める割合は2分の1)とする。</u> 4 <u>法附則第15条第20項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</u> 5 <u>法附則第15条第21項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</u> 6 <u>法附則第15条第21項第2号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</u> 7 <u>法附則第15条第21項第3号に規定する市の条例で定める割合は2</u>	書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、<u>附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</u> 3 (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2 (略) 3 <u>法附則第15条第14項に規定する市の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する市の条例で定める割合は2分の1)とする。</u> 4 <u>法附則第15条第21項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</u> 5 <u>法附則第15条第22項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</u> 6 <u>法附則第15条第22項第2号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</u> 7 <u>法附則第15条第22項第3号に規定する市の条例で定める割合は2</u>

新	旧
分の1とする。 8 法附則第15条第22項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。 9 法附則第15条第22項第2号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。 10 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。 11 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。 12 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。 13 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。 14 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は<u>5分の3</u>とする。 15 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。 16 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。 17 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は<u>4分の3</u>とする。 (削る)	分の1とする。 8 法附則第15条第23項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。 9 法附則第15条第23項第2号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。 10 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。 11 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。 12 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。 13 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。 14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する<u>市町村の条例</u>で定める割合は<u>7分の6</u>とする。 15 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は<u>4分の3</u>とする。 16 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は<u>4分の3</u>とする。 17 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は<u>4分の3</u>とする。 18 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。

新	旧
(削る)	19 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
(削る)	20 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
18 法附則第15条第27項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。	21 法附則第15条第28項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
19 法附則第15条第31項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。	22 法附則第15条第32項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
20 法附則第15条第35項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。	23 法附則第15条第36項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
21 法附則第15条第36項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。	24 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
22 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。	25 法附則第15条第40項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。
23 法附則第15条第40項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。	26 法附則第15条第41項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。
24 (略)	27 (略)
25 (略)	28 (略)
26 法附則第15条の11第1項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。	(新設)
(新築住宅等)に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	(新築住宅等)に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

新	旧
第10条の3 (略) 2～6 (略) 7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に<u>令附則第12条第17項</u>に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) 8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第20項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名	第10条の3 (略) 2～6 (略) 7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に<u>令附則第12条第16項</u>に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) 8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第19項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名

新	旧
及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) (略) (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) (略) 10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等 (6) (略) 11 (略) 12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない	及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) (略) (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) (略) 10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6) (略) 11 (略) 12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない

新	旧
ない。 (1)～(4) (略) (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等 (6) (略) 13・14 (略) 15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 16 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む	ない。 (1)～(4) (略) (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6) (略) 13・14 (略) 15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 16 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公

新	旧
む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するか^{の別} (4)～(6) (略) (令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例を受けようとする者がすべき申告等) 第10条の4 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、2月末日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。	演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するか^{の別} (4)～(6) (略) (令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例を受けようとする者がすべき申告等) 第10条の4 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、2月末日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

新	旧
(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の3第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係 (2)～(4) (略) 2 (略) 3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する<u>特定被災共用土地納税義務者(第4号において「特定被災共用土地納税義務者」という。)</u>の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1)～(5) (略) 4 (略)	(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係 (2)～(4) (略) 2 (略) 3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する<u>特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)</u>の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1)～(5) (略) 4 (略)
第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は、適用しない。 (削る)	第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は、適用しない。 (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

新	旧
	第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。 2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等）をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他の不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他の不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことにによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によること

新	旧
	とされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 (削る) (軽自動車税の環境性能割の減免の特例) 第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。 (削る) (軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例) 第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。 (削る) (軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付) 第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

新	旧									
(削る)	(軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>第1号</td><td>100分の1</td><td>100分の0.5</td></tr><tr><td>第2号</td><td>100分の2</td><td>100分の1</td></tr><tr><td>第3号</td><td>100分の3</td><td>100分の2</td></tr></table> 2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。 (軽自動車税の種別割の税率の特例) 第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度の軽自動車税_____に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2
第1号	100分の1	100分の0.5								
第2号	100分の2	100分の1								
第3号	100分の3	100分の2								

新	旧
(略)	(略)
2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税 <u> </u> に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
(略)	(略)
3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車(以下この項 <u> </u> において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税 <u> </u> に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)A中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。 (削る)	3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第46条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)A中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</u> 4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガ

新	旧
(軽自動車税____の賦課徴収の特例) 第16条の2 市長は、軽自動車税____の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等)をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。 2 市長は、納付すべき軽自動車税____の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなし	ソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)A中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。 (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等)をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。 2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなし

[illegible]

新	旧
民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の4 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第34条の7第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略)	得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の4 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については</u>、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と</u>、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略)

新	旧
4 (略) (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第17条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「第34条の9第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項後段中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>」とする。 (3)～(5) (略) (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第17条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市	4 (略) (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第17条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」</u>とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項後段中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>」とする。 (3)～(5) (略) (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民

新	旧
民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が、優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)・(2) (略) 2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。	税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が、優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)・(2) (略) 2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

新	旧
(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「第34条の6中「所得割の額」とあるのは「第34条の6中「所得割の額」とあるのは「第34条の6中「所得割の額」とあるのは」 (3)～(5) (略) (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「第34条の6中「所得割の額」とあるのは」	(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「第34条の6中「所得割の額」とあるのは」 (3)～(5) (略) (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「第34条の6中「所得割の額」とあるのは」

新	旧
第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の2 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) 3・4 (略)	附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の2 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) 3・4 (略)

新	旧
5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の3 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、	5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、<u>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに<u>附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>」とする。 (3)～(5) (略) (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の3 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、<u>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>の規定の適用

新	旧
第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) 3・4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、<u>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u> (3)～(5) (略) 3・4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、<u>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、<u>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></u>

新	旧
(3)～(5) (略) 6 (略) 附 則(平成26年筑紫野市条例第6号) 第1条～第5条 (略) 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に對して課する軽自動車税_____に係る筑紫野市税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (略)	額」とする。 (3)～(5) (略) 6 (略) 附 則(平成26年筑紫野市条例第6号) 第1条～第5条 (略) 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に對して課する軽自動車税の種別割に係る筑紫野市税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (略)

(余白)

提案内容補足説明書

報告番号 第4号

市民生活部 税務課

議案名 専決処分の承認について（筑紫野市都市計画税条例の一部を
改正する条例の制定について）

（ 説 明 ）

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、筑紫野市都市計画税条例の一部を改正したことについて、専決処分の承認をお願いするものです。

主な改正内容は、次のとおりです。

○都市計画税の減額措置の拡充・延長

バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る税額の減額措置の対象を特別特定建築物全般に広げるとともに工事の要件を緩和し、適用期限を3年延長するものです。

新旧対照表：別紙のとおり

筑紫野市都市計画税条例新旧対照表

新	旧
附 則 1・1の2 (略) (<u>法附則第15条第13項</u>の条例で定める割合) 2 <u>法附則第15条第13項</u>に規定する市の条例で定める割合は5分の 3 (<u>都市再生特別措置法</u> (平成14年法律第22号) 第2条第5項)に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第15条第13項</u>に規定する市の条例で定める割合は2分の1) とする。 (<u>法附則第15条第31項</u>の条例で定める割合) 3 <u>法附則第15条第31項</u>に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。 (<u>法附則第15条第35項</u>の条例で定める割合) 4 <u>法附則第15条第35項</u>に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。 (<u>法附則第15条第36項</u>の条例で定める割合) 5 <u>法附則第15条第36項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (<u>法附則第15条第40項</u>の条例で定める割合) 6 <u>法附則第15条第40項</u>に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。 (<u>法附則第15条</u>の11第1項の条例で定める割合) 7 <u>法附則第15条</u>の11第1項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。	附 則 1・1の2 (略) (<u>法附則第15条第14項</u>の条例で定める割合) 2 <u>法附則第15条第14項</u>に規定する市の条例で定める割合は5分の 3 (<u>都市再生特別措置法</u> (平成14年法律第22号) 第2条第5項)に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第15条第14項</u>に規定する市の条例で定める割合は2分の1) とする。 (<u>法附則第15条第32項</u>の条例で定める割合) 3 <u>法附則第15条第32項</u>に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。 (<u>法附則第15条第36項</u>の条例で定める割合) 4 <u>法附則第15条第36項</u>に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。 (<u>法附則第15条第37項</u>の条例で定める割合) 5 <u>法附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (<u>法附則第15条第41項</u>の条例で定める割合) 6 <u>法附則第15条第41項</u>に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。 (新設)

新	旧
(改修特別特定建築物)に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	(改修実演芸術公演施設)に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
8 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>地方税法施行規則(昭和29年総理府第23号)附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)</u>又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)</u>のいずれに該当するか⁹の別 (4)～(6) (略) (宅地等)に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例) 9 (略)	7 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1)・(2) (略) (3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するか⁸の別</u> (4)～(6) (略) (宅地等)に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例) 8 (略)

新	旧
<u>10</u> (略) <u>11</u> 附則第9項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第9項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 <u>12</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第9項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。 <u>13</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超	<u>9</u> (略) <u>10</u> 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 <u>11</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。 <u>12</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超

新	旧
えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第9項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は<u>附則第15条</u>から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。 (農地)に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例) <u>14</u> (略) (市街化区域農地)に対して課する都市計画税の課税の特例) <u>15</u> (略) <u>16</u> 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する<u>附則第14項</u>の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。 <u>17</u> <u>附則第9項及び第11項</u>の「宅地等」とは法<u>附則第17条</u>第2号に、<u>附則第9項及び第12項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法<u>附則第25条</u>第6項において読み替えて準用される法<u>附則第18条</u>第6項に、<u>附則第10項、第12項及び第13項</u>の「商業地等」と	えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は<u>附則第15条</u>から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。 (農地)に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例) <u>13</u> (略) (市街化区域農地)に対して課する都市計画税の課税の特例) <u>14</u> (略) <u>15</u> 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する<u>附則第13項</u>の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。 <u>16</u> <u>附則第8項及び第10項</u>の「宅地等」とは法<u>附則第17条</u>第2号に、<u>附則第8項及び第11項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法<u>附則第25条</u>第6項において読み替えて準用される法<u>附則第18条</u>第6項に、<u>附則第9項、第11項及び第12項</u>の「商業地等」とは

新	旧
は法附則第17条第4号に、<u>附則第12項から第14項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第14項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第15項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</u> 18 <u>法附則第15条第1項、第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u> 19 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定は、適用しない。</u>	法附則第17条第4号に、<u>附則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第13項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第14項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</u> 17 <u>法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u> 18 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定は、適用しない。</u>

提案内容補足説明書

報告番号 第5号

市民生活部 国保年金課

議案名 専決処分の承認について（筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

（ 説 明 ）

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正したことについて、専決処分の承認をお願いするものです。

改正内容は、以下の3点です。

（1）子ども・子育て支援納付金課税額の新設により、同課税額の税率等及び課税限度額を以下のとおり定め、併せて、低所得者、未就学児及び出産被保険者に対する減額規定を定めるものです。

所得割：0.24%、均等割額：1,093円、平等割額：1,107円、
18歳以上均等割額：41円、課税限度額：3万円

（2）国民健康保険税の基礎課税額の限度額を見直し、66万円から67万円に改正するものです。

（3）国民健康保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定については、被保険者数に乘じる金額を30万5千円から31万円に改正し、2割軽減の対象となる世帯については、被保険者数に乘じる金額を56万円から57万円に改正することで、軽減対象世帯の拡大を図るものです。

新旧対照表：別紙のとおり

筑紫野市国民健康保険税条例新旧対照表

新	旧
(課税額) 第3条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、福岡県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)、<u>介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)</u>及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。))の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。) (2) ・ (3) (略) (4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(福岡県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支	(課税額) 第3条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、福岡県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))及び<u>介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)</u> _____の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。) (2) ・ (3) (略) (新設)

新	旧
援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>670,000円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>670,000円</u>とする。 3・4 (略) 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が<u>30,000円</u>を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、<u>30,000円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>法第314条の2第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下において「基礎控除後の総所	2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>660,000円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>660,000円</u>とする。 3・4 (略) (新設) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)</u>第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林

新	旧
得金額等」という。)に100分の7.12を乗じて算定する。 2 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するもの)をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3、<u>第8条の6</u>及び第22条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3、<u>第8条の6</u>及び第22条第1項において同じ。)以外の世帯 27,901円 (2)・(3) (略) (国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税	所得金額の合計額(以下において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.12を乗じて算定する。 2 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するもの)をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3、<u>及び第22条第1項</u>において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3、<u>及び第22条第1項</u>において同じ。)以外の世帯 27,901円 (2)・(3) (略) (新設)

新	旧
額の所得割額) 第8条の3 第3条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.24を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額) 第8条の4 第3条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,093円とする。 (18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額) 第8条の5 第3条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について41円とする。 (国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額) 第8条の6 第3条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,107円 (2) 特定世帯 553円 (3) 特定継続世帯 830円 (国民健康保険税の減額)	(新設) (新設) (新設) (国民健康保険税の減額)

新	旧
第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が670,000円を超える場合には、<u>670,000円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が260,000円を超える場合には、<u>260,000円</u>)、<u>同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からカからクまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、<u>30,000円</u>)の合算額とする。</u> (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公	第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が660,000円を超える場合には、<u>660,000円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が260,000円を超える場合には、<u>260,000円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、<u>170,000円</u>)の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公

新	旧
(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき310,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～オ (略) カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 547円 キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 21円 ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 554円 (イ) 特定世帯 277円 (ウ) 特定継続世帯 415円	(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～オ (略) (新設) (新設) (新設)

新	旧
(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき570,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～オ （略） カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 219円 キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 9円 ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 222円 (イ) 特定世帯 111円 (ウ) 特定継続世帯 166円	(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～オ （略） (新設) (新設) (新設)

新	旧
2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合)にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1)・(2) (略) (3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号カに規定する金額を減額した世帯 164円 イ 前項第2号カに規定する金額を減額した世帯 273円 ウ 前項第3号カに規定する金額を減額した世帯 437円 エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 547円	2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合)にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1)・(2) (略) (新設)
3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合)にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額)は、当該	3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合)にあっては、その減額後の被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合)にあっては、その減額後の被保険者均等割額

新	旧
該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (2)～(6) (略) (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の4の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納	所得割額及び被保険者均等割額 から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (2)～(6) (略) (新設) (新設) (新設)

新	旧
付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者に つき第8条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額 (第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、 その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当 該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を 乗じて得た額 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日 以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険 者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課す る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納 税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険 者均等割額(前3項に規定する金額を減額するものとした場合に あっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保 険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額し て得た額とする。	(新設)
附 則 1・2 (略) (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特 例) 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは 特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有す る場合における第4条、第7条、第8条、及び第22条の規	附 則 1・2 (略) (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特 例) 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは 特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有す る場合における第4条、第7条、第8条、及び第22条の規

新	旧
定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第7条、第8条、<u>第8条の3</u>及び第22条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合においては、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山	定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第7条、第8条、<u>第8条</u>及び第22条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合においては、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山

新	旧
林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額() と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。 5 (略) (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第8条の3及び第22条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)	林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額() と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。 5 (略) (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第8条及び第22条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

新	旧
7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、<u>第8条の3及び第22条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</u> (先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条、<u>第8条の3及び第22条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得</u>	7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、<u>第8条</u> <u>及び第22条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</u> (先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条、<u>第8条</u> <u>及び第22条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得</u>
8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条、<u>第8条の3及び第22条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得</u>	8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条、<u>第8条</u> <u>及び第22条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得</u>

新	旧
金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条、第8条の3及び第22条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 (特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有す	金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条、第8条及び第22条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 (特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有す

新	旧
る場合における第4条、第7条、第8条、第3及び第22条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第22条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第22条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。 (特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)	る場合における第4条、第7条、第8条及び第22条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第22条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第22条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。 (特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)
11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第8条、第3及び第22条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非	11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第8条及び第22条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等

新	旧
課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第22条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第22条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。 (条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、<u>第8条第3及び第22条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)</u>第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租	の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第22条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第22条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。 (条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、<u>第8条</u> ____及び第22条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。) 第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租

新	旧
税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額() と、同条第2項中「又は山林所得額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。 (条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例) 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第8条、<u>第8条の3</u>及び第22条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額() と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第22条第1項中「及び山林所得	税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額() と、同条第2項中「又は山林所得額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。 (条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例) 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第8条、<u>及び第22条</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額() と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第22条第1項中「及び山林所得

新	旧
金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例 法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。 14・15 (略)	金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例 法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。 14・15 (略)

提案内容補足説明書

報告番号 第6号

建設部 管理保全課

議案名 専決処分の承認について（損害賠償の額を定めることについて）

（ 説 明 ）

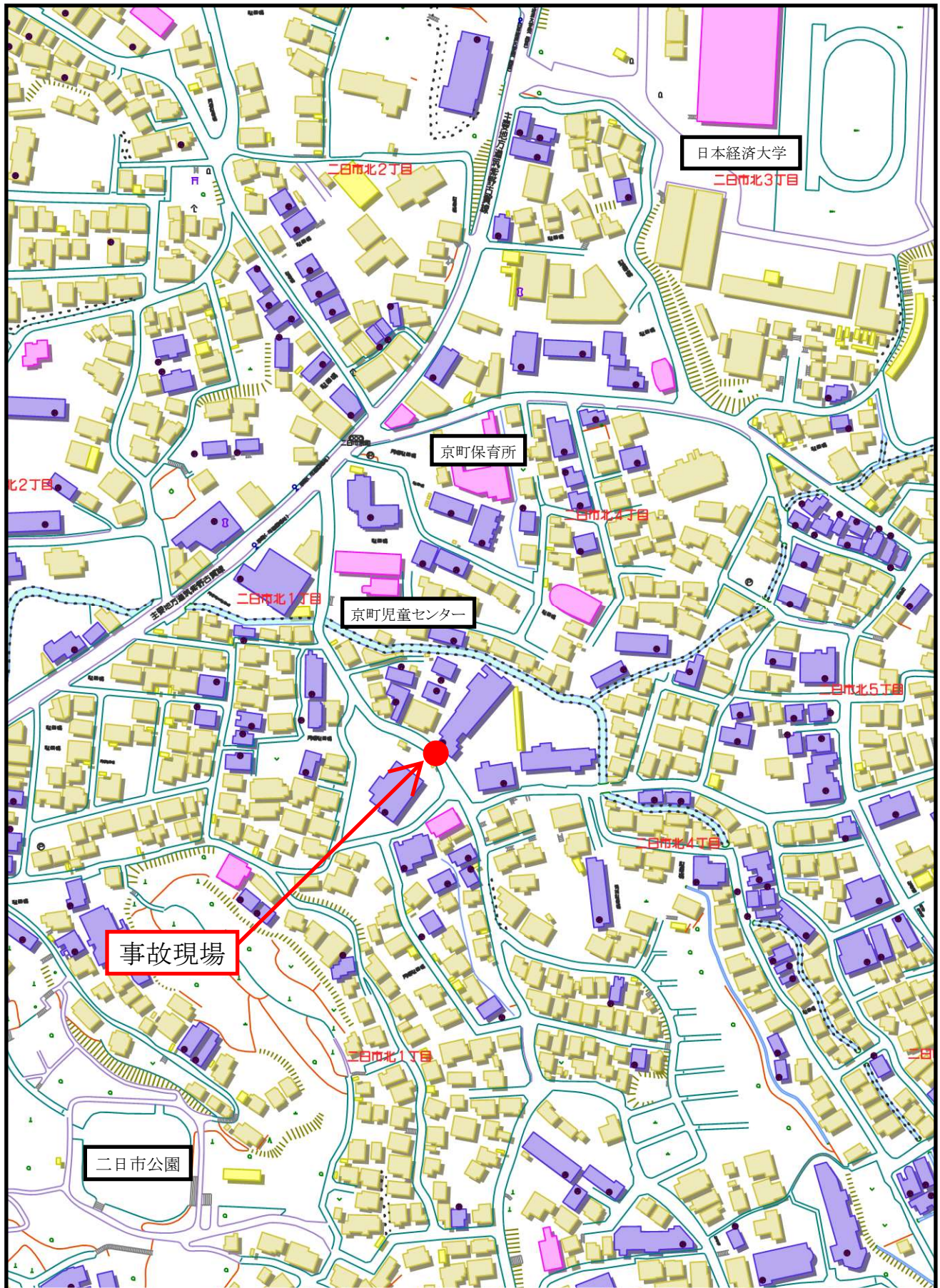
令和8年3月3日（火）午前9時頃、筑紫野市二日市北四丁目6番地11付近の市道において発生した道路事故の損害賠償の額を定めることについて、専決処分の承認をお願いするものです。

詳細については、別紙の道路事故に関する報告書のとおりです。

道路事故に関する報告書

- 1 事故発生日時 令和8年3月3日（火） 午前9時頃
- 2 事故発生場所 筑紫野市二日市北四丁目6番地11付近の市道
- 3 相手方 個人（市内在住）
- 4 事故の概要 相手方所有の車両が、事故発生現場（アスファルト舗装）を走行中、劣化した舗装が割れ、跳ね上がった破片が車両と接触した。
- 5 相手方の被害状況 車体下部（アンダーカバー及びフロアパネル）損傷
- 6 添付書類
 - ・ 事故現場位置図
 - ・ 事故現場写真

事故現場位置図



事故現場写真



損傷箇所



提案内容補足説明書

(NO1)

報告番号 第7号	総務部 財政課
議案名 令和7年度筑紫野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	
(説明) 本報告は、令和7年度筑紫野市一般会計予算繰越明許費について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定に基づき繰越計算書を調製し、報告するものです。 報告の内容としては、令和8年第2回筑紫野市議会定例会における「令和7年度筑紫野市一般会計補正予算(第10号)」にかかる繰越明許費の合計のうち、実際に翌年度に繰り越した金額となります。 (1) 2款1項 基幹系システム等管理・運営事業 81,608千円 ・国の標準仕様に基づいたシステムへの移行が令和8年度に稼働延伸となったため及び国の令和7年度補正予算(第1号)に伴い、令和7年度3月補正に予算計上した事業であり、令和8年度に繰り越して実施するため。 (完了予定 令和9年3月31日) 企画政策課 (2) 2款1項 食料品等物価高騰支援給付金支給事業 240,305千円 ・国の令和7年度補正予算(第1号)に伴い、令和7年度1月補正に予算計上したものであり、年度内に支給できなかった市民に対しての支給を、令和8年度に繰り越して実施するため。 (完了予定 令和8年6月30日) 企画政策課 (3) 2款3項 固定資産税賦課事務事業 3,047千円 ・国の標準仕様に基づいたシステムへの移行が令和8年度に稼働延伸となったため。 (完了予定 令和9年3月31日) 税務課 (4) 3款1項 地域密着型施設等整備事業 190,476千円 ・施設建設に遅延が生じたため。 (完了予定 令和9年1月31日) 高齢者支援課 (5) 3款2項 物価高対応子育て応援手当支給事業 37,802千円 ・令和8年3月出生の支給対象者及び市内在住の公務員への支給を令和8年度に繰り越して実施するため。 (完了予定 令和8年6月30日) こども政策課	

提案内容補足説明書 継紙

(NO2)

- (6) 3款3項 保護費等追加給付金支給事業 84,430千円
・国の令和7年度補正予算(第1号)に伴い、令和7年度3月補正に予算計上した事業であり、令和8年度に繰り越して実施するため。
(完了予定 令和9年3月31日) 保護課
- (7) 9款2項 小学校空調設備整備・改修事業 35,263千円
・受変電設備を構成する変圧器の新基準への移行に伴い、製作・納期に不測の日数を要したため。
(完了予定 令和8年8月31日) 教育政策課
- (8) 9款2項 小学校エレベーター整備・更新事業 190,927千円
・国の令和7年度補正予算(第1号)に伴い、令和7年度3月補正に予算計上した事業であり、令和8年度に繰り越して実施するため。
(完了予定 令和9年3月31日) 教育政策課
- (9) 9款2項 吉木小学校教室棟大規模改修事業 348,821千円
・国の令和7年度補正予算(第1号)に伴い、令和7年度3月補正に予算計上した事業であり、令和8年度に繰り越して実施するため。
(完了予定 令和9年3月31日) 教育政策課
- (10) 9款3項 筑紫野中学校管理教室棟中規模改修事業 401,442千円
・国の令和7年度補正予算(第1号)に伴い、令和7年度3月補正に予算計上した事業であり、令和8年度に繰り越して実施するため。
(完了予定 令和9年3月31日) 教育政策課
- (11) 9款3項 筑山中学校特別教室棟中規模改修事業 208,597千円
・国の令和7年度補正予算(第1号)に伴い、令和7年度3月補正に予算計上した事業であり、令和8年度に繰り越して実施するため。
(完了予定 令和9年3月31日) 教育政策課

提案内容補足説明書

報告番号 第8号

環境経済部 上下水道料金総務課

議案名 令和7年度筑紫野市水道事業会計予算継続費繰越計算書の報告
について

(説 明)

本件は、令和7年度筑紫野市水道事業会計予算に継続費として計上しておりました「浄水場外施設電装設備更新事業」について、入札結果により継続費年割額5,360万円に対し、278万円の執行残が生じたものです。また、令和6年度からの「常松浄水場中央監視装置更新事業」の継続費逓次繰越額1,271万円について、令和7年度に予算執行がなかったことから、全額が執行残となりました。

これら2件の継続費予算執行残の合計1,549万円について、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越しを行いましたので、同規定に基づき、報告するものです。

(余白)

提案内容補足説明書

議案番号 第40号

市民生活部 市民課

議案名 筑紫野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

(説 明)

外国人の利便性の向上及び行政運営の効率化の目的から、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）等の法律が改正され、外国人が所有する在留カード又は特別永住者証明書と個人番号カードを一体化することが可能となりました。

そのため、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末機にて、個人番号カードと一体化した在留カード及び特別永住者証明書でも印鑑登録証明書が発行できるよう、本条例について所要の改正を行うものです。

新旧対照表：別紙のとおり

筑紫野市印鑑条例新旧対照表

新	旧
(多機能端末機を介した証明書の交付) 第14条の2 前条第1項の規定にかかわらず、登録者は、<u>個人番号カード</u>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)、<u>特定在留カード</u>(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。))若しくは<u>特定特別永住者証明書</u>(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。)(これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下この項において「<u>公的個人認証法</u>」という。))第22条第1項に規定する個人番号カード利用利用者証明用電子証明書が同条第7項(公的個人認証法第22条の3第2項において読み替えて準用する場合も含む。))の規定により記録されたものに限り、又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限り。))を利用し、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書を発行する機能を有するもの)を介して、証明書の交付を申請することができる。	(多機能端末機を介した証明書の交付) 第14条の2 前条の規定にかかわらず、登録者は<u>個人番号カード</u>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)、<u>電子署名等</u>に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード利用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限り。))又は移動端末設備(同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限り。))を利用し、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書を発行する機能を有するもの)をいう。次項において同じ。))を介して、証明書の交付を申請することができる。

新	旧
をいう。次項において同じ。)を介して、証明書の交付を申請する<u>ことができる。</u> 2 (略)	2 (略)

(余白)

提案内容補足説明書

議案番号 第41号

教育部 文化財課

議案名 阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会設置条例を廃止する条例
の制定について

(説 明)

阿志岐山城跡につきましては、平成23年9月21日付で国史跡の指定を受けております。

この史跡を広く国民に周知し、将来にわたって適正に保存、活用するため、阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会を設置し、令和6・7年度の2か年事業で「史跡阿志岐山城跡保存活用計画」を策定いたしました。

つきましては、計画の策定が完了し、当該委員会の目的を達成いたしましたので、阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会設置条例を廃止する条例を制定するものです。

(余白)

提案内容補足説明書

議案番号 第42号

教育部 教育政策課

議案名 工事請負契約の締結について

(説 明)

筑紫野市立筑紫野中学校管理教室棟中規模改修に伴い、屋根、外壁を改修するものです。

詳細につきましては、以下のとおりです。

1 工 事 名 筑紫野中学校管理教室棟屋根外壁改修工事

2 工事場所 筑紫野市針摺東四丁目6番1号

3 工事概要 屋根防水改修

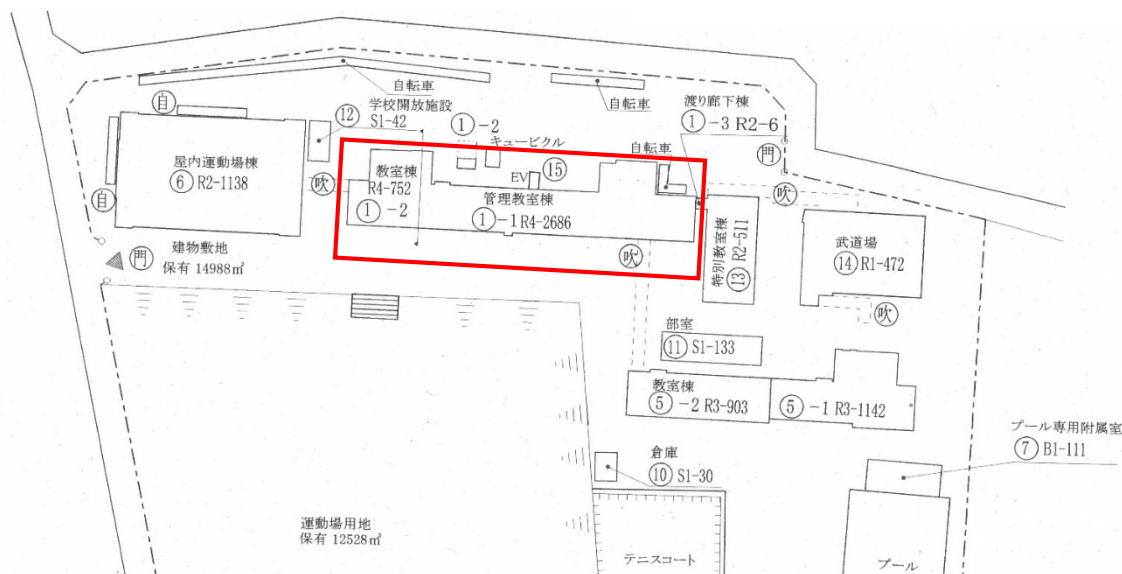
外壁改修

渡り廊下改修

4 工事期間 自 議会議決を通知した翌日

至 令和8年12月15日

5 位置図



(余白)

(余白)

提案内容補足説明書

議案番号 第44号

総務部 財政課

議案名 令和8年度筑紫野市一般会計補正予算（第1号）について

（説明）

1. 令和8年度筑紫野市一般会計補正予算（第1号）

（1）歳入歳出予算の補正

（単位：千円）

歳入歳出予算補正前の額	歳入歳出予算補正額	歳入歳出予算補正後の額
46,674,000	25,628	46,699,628

歳出予算補正の内容

4・2・2 4 ごみ指定袋等購入・販売事業（環境課）・・・p9

消耗品費増（中東情勢悪化に伴う石油製品の供給不安による原料価格の急騰に対応するもの）
25,628千円

歳入予算補正の内容

20・1・1 基金繰入金（財政課）・・・p8

財政調整基金繰入金（ごみ指定袋等購入・販売事業の増に伴うもの）
25,628千円

（2）債務負担行為の補正

債務負担行為補正の内容

二日市東小学校校舎増築及び長寿命化改良工事設計監理業務委託・工事（増額分）（教育政策課）・・・p4

物価スライド等に伴い、必要額を追加計上するもの